

令和5年第6回大町町議会（定例会）会議録（第3号）						
招集年月日	令和5年12月11日					
招集の場所	大町町議事堂					
開散会日時 及び宣言	開議	令和5年12月14日	午前9時30分	議長	諸石重信	
	散会	令和5年12月14日	午前11時42分	議長	諸石重信	
応（不応）招議員 及び出席並び に欠席議員 出席 8名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	諸石重信	○	5	山下淳也	○
	2	三根和之	○	6	早田康成	○
	3	北沢聡	○	7	三谷英史	○
	4	江口正勝	○	8	藤瀬都子	○
会議録署名議員	8番	藤瀬都子	2番	三根和之		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	坂井清英	書記	古賀直		
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町長	水川一哉	副町長	内田学		
	会計管理者	井上精一	教育長	尾崎達也		
	総務課長	井原正博	総務課参事	副島徳二郎		
	企画政策課長	藤瀬善徳	生活環境課長	前山正生		
	町民課長	吉村秀彦	子育て・健康課長	森ゆかり		
	福祉課長	宮崎貴浩	農林建設課長	高田匡樹		
	教育委員会事務局長	井手勝也				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽令和5年12月14日

日程第1 一般質問

- | | |
|-------------------------------------|----------|
| 7. 火災予防と住宅用火災警報器について | (藤瀬都子議員) |
| 8. 町長が唱える「オンリーワンの町づくりに挑戦」の具体的中身について | (江口正勝議員) |
| 9. 町立病院廃止の総括(検証)と跡地の利活用について | (江口正勝議員) |
| 10. 大町町の財政事情について | (江口正勝議員) |
| 11. 害獣駆除対策について | (早田康成議員) |
| 12. 町有地の有効活用について | (早田康成議員) |

午前9時30分 開議

○議長(諸石重信君)

ただいまの出席議員は8名でございます。定足数に達しておりますので、令和5年第6回大町町議会定例会3日目は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、御手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

三根議員、どういった件でございましょうか。議場での発言に関することということで、発言を許可いたします。簡潔にお願いいたします。2番三根議員。

○2番(三根和之君)

議長の許可を受けましたので、私の昨日の一般質問の中で、教育長に対して無礼な言葉を発言したこと、議員としての品位、品格がなかったことを十分反省し、おわびを申し上げたいと思います。教育長申し訳ございませんでした。

今後、議会での発言に注意をしていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。以上です。

日程第1 一般質問

○議長（諸石重信君）

それでは、改めまして、日程第1．昨日に引き続きこれより一般質問を行います。

一般質問は、通告書にて順次質問を許可いたします。8番藤瀬議員。

○8番（藤瀬都子君）

おはようございます。8番藤瀬都子です。私は秋の全国火災予防についての取組についてということで、1つ目の質問をいたします。

秋の全国火災予防運動が全国一斉に11月9日から15日の間行われました。2023年度全国統一防火標語は「火を消して 不安を消して つなぐ未来」となっていますが、これだけでは心寂しい気がしましたが、期間中は予防のためのサイレンや火災に対する呼びかけも行われました。

例年、年末になると消防自動車も動いて火災に対する注意の呼びかけも行われます。寒さも加わり、おのずと注意喚起させられると思いますが、ふだんからの心構えとして呼びかけが必要かと思いますが、よい方法がないものか、検討をお願いいたします。

2点目は、住宅用火災警報器の電池寿命は約10年ですが、住宅用火災警報器の設置が法律で義務づけられました。大町町では14年前に行政から全戸に1個ずつ配布され、ありがたく思いました。ただ、この警報器の電池寿命が10年とされています。このことについて以前質問をしておりますが、答弁として、取扱いは、設置から10年が経過しているので早めの交換とその後の点検方法について町報等で町民の皆様へお知らせするとありました。

個々人が考えるべきとは思いますが、設置から10年を経ていますので、高齢者やひとり暮らしの方も多くなっており、対応の仕方も改めて考えていただく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（諸石重信君）

総務課長。

○総務課長（井原正博君）

藤瀬議員の質問に答えたいと思います。

まず、秋の全国火災予防運動週間について大町町が実施している取組を改めて報告します。

まず、期間直前の日曜日に町消防団による町内パレードを実施し、火災予防週間の周知、火の用心の啓発を行っています。また、期間中は防災行政無線を使い、火災予防運動週間の周知や、サイレンを吹鳴し注意喚起を行っています。また、消防団では各部で消防団を使っ

た夜間のパトロールを行い警戒に当たっているところです。

なお、全国的な火災予防運動は春と秋に実施されておりますが、本町では先ほど申し上げたとおりの防火啓発活動をどちらの運動週間でも実施しているところです。

次に、住宅用の火災警報器の件ですが、火災警報器については平成23年5月末までに住宅用火災警報器の設置が義務づけられ、本町では、安心・安全な町づくりの観点から普及啓発を兼ね、平成21年5月から6月にかけて町内約2,600世帯に無償で配布、設置しています。設置から10年経過した令和元年6月議会で、機器の電池寿命や機器の点検を危惧される一般質問をされておりますが、町報で各家庭での機器の点検等をお願いしています。

また、本年6月には法施行から12年が経過したことを受け、佐賀県消防長会が住宅用火災警報器の普及啓発キャンペーンを実施しました。

このキャンペーンで各家庭において警報器の設置、点検を各自で行っていただき、不具合があれば機器本体の交換を行うよう啓発をしていただいております。

以上です。

○議長（諸石重信君）

藤瀬議員。

○8番（藤瀬都子君）

町から配布していただきました防災無線でいつもラジオを聴いております。その中で、本当に火災で亡くなったというニュースが入ってきますので、それをいつも、まあ、火事で焼けて大変だなという感じで聴いております。大町町はこのところ火災はないようでございますが、やっぱり住民の皆様に、特にこれから寒くなりますと周知徹底していただきたいと思っております。

そして、今言われているのが収れん火災といってですね、いろいろ凸面鏡というか、ペットボトルにしてもそうなんですけれども、ペットボトルに水を入れて玄関に重しの代わりに置いていた。そこで収れん火災が発生して、ちょっとぼやみたいに玄関のところが燃えましたというような実態もこの頃は出てきて、そのことがやっぱりテレビでも取り上げられておりました。

これから先は日が部屋の中まで入ってくる状態でございますので、本当にレンズだけでなくステンレスの洗面器、それから鏡とかなんかでも、焦点が合えば収れん火災になって——大したことはなくて、家の中で燃えて、すぐそこで消してあるから消防署に対しての通報と

いうのではないようです。後からこういったことがありましたということで報告が上がっております。大した数ではないんですけれども、今から先は特にそのことに関しても注意喚起をされるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（諸石重信君）

総務課長。

○総務課長（井原正博君）

今ちょっと事例を幾つか御紹介いただきましたが、空気が乾燥してくると様々な要因で火災等の原因になるかと思えます。

その辺、事例等も研究しながら、何か町民に啓発することがあればしていきたいと思えます。

○議長（諸石重信君）

藤瀬議員。

○8番（藤瀬都子君）

今回、たまたま佐賀中部広域連合の広域連合だよりの中で、火の用心に関して一面を使ってこのようにして詳しく書いてありましたので、そういったことも含めまして、町民の方に啓発のほうをお願いして、終わります。ありがとうございます。

○議長（諸石重信君）

4番江口議員。

○4番（江口正勝君）

4番江口正勝でございます。皆様おはようございます。今回、私は3点の質問をさせていただきます。

1つは、町長が唱えるオンリーワンの町づくりの具体的中身についてお伺いします。

2番目は、町立病院廃止の総括（検証）と跡地の利用についてお伺いいたします。

3番目は、大町町の財政事情についてお伺いいたします。

まず最初に、1番目の質問です。町長が唱えるオンリーワンの町づくりの具体的中身について、町民に夢と希望を与える構想はあるのかというテーマでございます。

町内を歩いてみますと、ところどころに町長の顔写真付きの看板が立っております。その右側に町長のスローガンとも言える「オンリーワンの町づくりに挑戦する」と、そういうスローガンが表記されております。複数の町民の方から、オンリーワンで何やろうかというお

尋ねがありました。

改めて6月の町長の所信表明を見直させていただきました。この中にも何か所か「オンリーワンの町づくりに挑戦」という文言が入っています。具体的には、34号線のにぎわいを高めるとか、あるいは全国トップクラスの少子高齢化対策、子育て支援、定住・移住促進、というような内容も書いてございました。

今日はもう少し的を絞って、オンリーワンについての具体的中身をお伺いしたいと思います。

基本的な私の質問の趣旨としては、なぜ今オンリーワンなのか。皆さんも御存じのように、大町町は佐賀県で一番小さな行政区、佐賀県トップの高齢化率を誇ると——誇るというのはおかしいですけれども、そういう状況下の中であって、オンリーワンよりもワンオブゼム、みんなの中の一つの自治体という観点でいろんな協力、協働を進めるべきじゃないかという思いがありましたので、なぜ今なのかという疑問が一つ湧いてきました。

2つ目の課題としては、オンリーワンというからには何らかの特産物があると、あるいは人を引きつけるような観光資源がある、他の自治体にないような行政サービスがあるなど、ある意味では他との差別化が図られるような特徴が必要だと思っておりますので、それらの課題を踏まえながら御答弁いただければありがたいと思います。

3番目のテーマとしては、10年後、20年後の大町をどのようにイメージし、どういう方向へ町民の皆様を引っ張っていこうというお考えなのか、その点についてお伺いしたいと思います。

これは所信表明に関することでもありますが、いい機会ですので、ここで町長の大町に対する思い、大町をどういうふうに引っ張っていきたいのか、そういう熱意を熱く熱く語っていただければと思っておりますので、御答弁よろしく願いいたします。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

私のスローガンに対しての御質問ということのようですが、看板のスローガンについて話題にいただいたということであれしくは思いますけれども、そのスローガンについて一々お答えするつもりはありません。これは昨日の私への一般質問でもありましたかごしま国体でのスローガン、燃ゆる感動かごしま特別国体、その前は栃木で平成2022年にありまし

た、いちご一会とちぎ国体というスローガンがありましたけれども、それと同じようなものです。ただ、今言われたように、今年6月にさきの統一選挙後初の定例議会ということで、議長に時間をいただき、冒頭の挨拶の中で情報提供を含めて私の所信の一端を述べさせていただきました。

私が申し上げたことは私の選挙活動中に公言してきたもので、負託されたこれからの任期4年間の中で政治活動、さらに言えば、ライフワークとして、私が考える町づくりを進めていく上での構想と心構えを示したものです。

その内容には3つの戦略を掲げ、新たな任期を迎えるに当たり、まず、最初の議会で改めて皆様に示させていただいた大まかな施策であります。1つ目が町民の安心・安全な暮らしを守る、2つ目が町の活性化と産業振興をさらに進める、3つ目が、御質問の新たな魅力とブランドづくりによるオンリーワンの町づくりに挑むと訴えさせていただきました。私が申し上げたことは、1期目、2期目を通し目標設定を一定程度果たしてきた中で、3期目の次なるステップとして、大町町の発展を願い、暮らしやすさと町の魅力づくりに期待をされている町民の皆様の負託に応えるための町長としての私自身の考えです。

このようなことを踏まえ、私がスローガンに選んだオンリーワンの町づくりへの挑戦というキャッチワードに異を唱えられても議論するつもりはありません。

ナンバーワン、1番ではなく、オンリーワンの町づくりを目指すという意味は、常に新たなアイデアを考え出していくことを旨とし、いろんな人とのつながり、ネットワークの中で情報をつかみ、前進していくために挑み続けていくということで、ポテンシャルや可能性を大町らしさや大町の独自性につなげ大町そのものをつくり上げていくという、簡単に言えば、その旗印です。町づくりは足を止めることなく、前へ前へと進み続けていくことが重要だと思っています。そのために、常にオンリーワンを目指していく必要があると、これは私の考えです。

お尋ねの件は、6月定例議会で既に申し上げたことではありますが、改めて申し上げます。

大町町は、少子高齢化が進展する中で独自の高齢者支援や新たな定住・移住政策、子育て応援の町として魅力ある子育て支援策を進めていきます。そして、子供たちの体力増進やスポーツを通して、子供たちに夢を与えるようなジュニアスポーツ振興を目的に、仮称ではありますが、ジュニアスポーツ夢プロジェクトを構想に掲げ、魅力ある学校づくりを目指します。

さらに、今ある大町の貴重な資源を磨き上げながら、新たな産品づくりやブランドづくりにも挑戦していきます。

また、オンリーワンの魅力ある町づくりを進めていくために、引き続き民間目線の意見を聞くサウンディング型市場調査を公募により実施し、公共施設の利活用を含めた大町町の魅力を生かした提案をお聞きし、実現を目指します。

例えば、これは9月議会でも一般質問にお答えしましたが、有明海に面した大町の特有の南面傾斜の水はけがよく日当たりがいい中山間地を活用して、原料となるブドウ栽培からワインづくりを目指される民間の6次産業の計画を支援し、これも仮称ですが、町民皆さんで応援をしていただけるよう、大町ワイナリー応援プロジェクトを進めたいと考えております。このことについては既にマスコミにも取り上げられており、県内外からも注目を集めています。加えて、ふるさと納税制度と農商特産品のタイアップによるブランドづくりにも挑んでいきたいと考えております。具体的な施策については、これまでもそうであったように、その都度、議会には提案させていただきます。そのときが私の施策に対する議論のときではないでしょうか。

まだまだやりたいことは山ほどありますが、江口議員も私も選挙で選ばれた人間です。任されているのは1期4年間です。10年、20年後の大町町を個人的な考えで、根拠もなく、無責任に公の場で語り、どこかに導く立場ではありません。私に任されているのは町政です。町政は時代や局面で変遷していくものです。現時点で大町町のため、町民のために何をやるか、一つ一つの課題に向き合い、目標に向かってできること、やらなければならないことをしっかりやっていくのが我々の仕事だと考えています。このことは6月議会冒頭の挨拶でも申し上げたことです。議員には具体化もしない、まだ提案もしていない私の考えたワードに対して云々と言われても議論にはなりません。一町民ではなく、大町町の議員として、町の発展のため、町民の皆様の幸せ向上のために憂いがあるのならばそれをただし、どうやって解決するのか、実現可能な御提案をいただければ、参考にさせていただきたいと思えます。

重ねて申し上げますが、申し上げたスローガンや所信は私の構想と心構えであり、今後4年間で挑戦し、成し遂げていければと考えていることでもあります。どうか御理解をお願いいたします。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○4番（江口正勝君）

ありがとうございました。おっしゃるとおりで任期が4年と、その間にやれることに対しては全力を尽くすという趣旨だったので、分かりました。本当は個人的な町長のこういうような町にしたかばってんにゃあとかというのも聞きたかったんだけど、それは議会の場ではなかなか難しいという答えだったので、それなりに分かります。

1つだけちょっとお伺いしたいんですが、ワインの話が出ましたので、ちょっとだけ。

私はしょっちゅうあの辺は通っております。ミカン畑があって、ミカンを伐採して、そこをずっと整地されているんですけども、あそこのミカン畑は雑草が生えていないような物すごくきれいな場所なんですよね。雑草が生えていないということは除草剤を度々まかれているんじゃないかと思ったんですよね。気になるのは、長年除草剤をまかれて雑草が生えないような状況の畑にブドウを植えると、そのブドウの果実に除草剤の影響とかなんとかないのかなという、それだけちょっと気になっているんですけども、お分かりになられる方がいらっしゃったら——それは問題ないよと、調べたよというような話でも構いませんので、御存じの方がいらっしゃったらちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

私は専門家ではありませんけれども、県の職員なり、その方は専門家でしょうね、その経験者なりが一緒になって作っていくということですので、その辺のアドバイス、指導はしっかりされているものというふうに思います。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○4番（江口正勝君）

どうもありがとうございました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

議長（諸石重信君）

江口議員。

○4番（江口正勝君）

2番目の質問でございます。町立病院廃止の総括（検証）と跡地の利活用について、町民

は真実と現状を知りたがっている。

質問項目としては3つほどあります。言葉はちょっと露骨ですが、誰が得をし、誰が損をしたのか、2番目、跡地の現状について、3番目が将来の利活用について。

皆さんも御存じのように、町立病院の民間移譲というテーマに関しては様々な議論が起きました。賛成する人もいれば反対する人もいると、町立病院の存続を望むという署名活動も行われました。杵藤地区で唯一の公立病院であるという観点から、大町町外の武雄市、白石町、江北町の皆様方の存続してくれという思いがあり、5,000名を超える存続を望む声、民間移譲反対という署名が集まりました。町内に限っても2,000名を超える人が存続してくれという署名をされています。署名というのはかなり強い意思があつての行為でございます。もし住民投票にかければ過半数を超える町民の皆様が町立病院を存続してくれという結果が出たんじゃないかというふうに思っております。

町民の皆様の中にはいろんな心配がありました。町立病院が民間に移譲されたら、多分民間というのは採算性とか金もうけという観点も出てきますので、採算の悪い診療科は廃止されるんじゃないかと、そういう危惧を持つ町民の方もいらっしゃいました。そういう賛否両論が渦巻く中での決定、私に言わせれば、ある意味では、民意に反する決定をされた部分があるんじゃないかというふうに受け取っております。

さらに、民間移譲の後も診療所としては残すという町民の気持ちを多少なりとも酌んだような対応をされましたけれども、民間移譲に対する町民の心配のとおり3年そこそこで診療所も閉鎖され、現在は廃墟となっています。一部災害支援等の拠点として活用をされた向きもありますけれども、病院機能としてはゼロの状態になったということでございます。

済んだことを蒸し返してという意見もありますけれども、事は町民の健康と生命に関する重要なテーマでございますので、議会としてもそれなりの総括、検証をしておくべきだという思いで、あえて今回この問題について質問をさせていただきました。

2番目の跡地の現状について。

診療所のほうはなくなっちゃいましたね。なくなった理由としては、やっぱり赤字が続く、採算が取れない、建物にいろんな支障があつて、それを改装しよるとお金がかかると、だからやれませんかという申出が病院側からあつたそうです。町は何とかそれは続けてほしいという要望をされたそうですけれども、結果的には押し切られたということです。

まず、現状はどうなっているのかということ、それは新武雄病院のものなのか、巷間伝え

られるところによると、何か大町町に無償で渡したよと、そういう話もありますけれども、実際はどうなのか、その現状についてお伺いしたい。

最後に、将来の利活用。どういうふうな活用をするのか。

これも必要に応じて町長のほうからは議員に対して中間報告という形でお話を伺っていますけれども、町民の皆さんからどがんなととと、もう何年もたつけれども、あれほったらかしねというような疑問もありますので、その現状についてお伺いしたい。

将来の利活用、ちょっと重複しましたがけれども、これは調べてみますと、巨樹の会というのはリハビリテーション専門の病院を幾つも関連会社として持っていますね。だから、診療としてなかなか存続が難しいのであれば、リハビリテーション専用の病院として継続させようとか、そういう話もなかったのか、あったのか。現状もなかなか難しい状態ではありますけれども、将来の利活用についての話、それはリハビリテーションに特化するという形はもう無理かもしれませんが、将来的にはどういうふうな形で病院跡地を利活用するのかということをお答えいただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

町立病院についての御質問です。

この町立病院の経営移譲につきましては、我々、当時の議員を含めてですけれども、政治生命をかけて真摯に正面から向き合ってきました。

町民の賛否が激しく交錯する中、平成29年1月の議会臨時会で病院事業の廃止と関係財産の処分について議会に提案させていただき、老朽化した病院本体の建て替え問題や医療器具の更新、病院の厳しい運営状況、町による財政支援等を総合的に勘案し、後世にツケを回すことは避けなければならないとの考えで厳しい反対意見もありましたが、しっかり向き合っていました。結果、悩みに悩み抜いた苦渋の決断だったと思いますが、賛成7、反対2で御承認をいただき、平成29年3月に一般社団法人へ経営を有償で移譲しております。

当時、ある議員の言葉が印象に残っています。一町民としては反対だ、しかし、大町町を取り巻く厳しい情勢を知っている議員としては賛成せざるを得ない、本当に大町町の将来を考えた苦しい決断だったと――胸を打たれました。

私たちは当時、存続を求める声、あるいは民間移譲やむなし、そして廃止すべきだなどな

ど、賛否ある町民の思いを真摯に受け止め、1年の間、365日、来る日も来る日も大町町にとって何が一番いいのか、熟慮に熟慮を重ね、4度の定例議会、十数回の議員協議、病院職員の意見や2度の住民説明会、出張対話室や町長対話室、各種団体、懇談会、町内外の医療機関との意見交換などを経た上で、私のミスリードとならないよう、議会制民主主義の中で大町の将来や次世代の大町を見据えた判断をいただいたと確信しております。できれば存続したいという思いは誰にでもあったと思います。誰が損した、得したなどと安直な考えで決断をしたわけではありません。賛成、反対、いずれの判断にしても、その御英断には敬意を表しておりまして、議員御質問の総括（検証）については、私が行政の長として熟慮した結果を議会へ提案し、議員の皆様が大町町の存続、発展を願い、大町町の未来を担う若者世代の負担軽減も含め判断をいただいた最重要案件であったと、議会の議決を重く受け止めており、総括（検証）をするつもりはありません。議会での発言や決定は軽んずべきではないと心得ております。江口議員は現在議会の一員という立場でもありますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。

この後、財政事情について、議員の質問の中にも将来に禍根を残さない財政運営を望むとありますように、決断いただいた当時の議員の皆様も同じ思いだったと思います。

それから、民間への移譲後の経過についてですけれども、診療所として経営を引き継いでいただきましたが、抗議のためか、一部で不買運動ならぬ診療ボイコットもあり、患者さんは減る一方、医師不足や赤字経営に加え、耐震化やスプリンクラーの未整備に対する行政指導、診察室や空調設備等の著しい劣化等、修理での対応は不可能で、新規建て替えは採算的に不合理との理由で令和2年3月に閉院されています。

町としましても大町診療所の存続を求め、もちろん強く要望をしましたが、今申し上げた理由で閉鎖やむなしという決断をされました。

その後、閉院後の跡地が外国籍の倉庫運営会社への売却の話が進んでいるとの情報を得ましたので、大町町の発展と活性化に資すると考え、議会の同意を得て、令和3年7月に無償での譲渡を交渉し強く要望しておりましたところ、先方から寄附の申出があり、令和3年8月に町の所有となっております。

活用状況につきましては、令和3年8月の豪雨災害対応に伴うボランティアセンター等の支援拠点として長期にわたり利用しており、今思えば、この場所があったからこそボランティア、自衛隊の受入れや災害支援対策を含め被災者の救援活動がスムーズに対応できたと、

寄附をいただいたことに感謝をしているところでございます。現在は、災害時に大町町を支援していただいたCSO団体や地域おこし協力隊等に災害支援に関する物資、資機材等の保管庫として活用をいただき、加えて、大町町災害支援研修センター運営支援に係る物資や機材の貸出し等も行っているところでございます。

この旧病院本体につきましては、さきに述べましたとおり、建築基準法、消防法等、法の基準を満たしておらず、加えて経年劣化も著しく、そのまま利用することは不可能です。町の施設としての責任は負えません。

今後の土地活用につきましては、国道34号沿線に隣接していることもあり、にぎわい創出のためにも大きな可能性を持ったポテンシャルの高い町の財産だと考えております。まずは老朽化した建物本体の解体を考えており、新たに建設を考えているスポーツセンターや避難所を含めた複合施設の駐車場の一部などとして補助金や過疎対策事業債、すなわち過疎債を活用して対応できればと考えております。過疎債につきましては、この後の質問にも出てきますが、大町町は過疎地域に指定をされており、対象事業の7割を国が補填する、町にとっては最も有利な起債です。

その後の具体的な計画につきましては、これから任期中に取り組んでいけたらと考えており、現時点で詳細に申し上げることは何もありませんが、町の発展と活力ある町づくりにつなげていきたいと思っております。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○4番（江口正勝君）

ありがとうございました。状況は大分分かってきました。町民の皆様も、現在、町立病院の跡地が町の所有になっているということも御理解いただけたと思うし、今後、複合施設等の駐車場として活用するというような内容もある程度御理解いただけたんじゃないかと思えます。

もし時間が許せば、国道34号のにぎわいづくりの一環として病院跡地を利用されるという意味合いもあると思えますけれども、駅東の工場跡地、広大な跡地、あれをどうするというのがやっぱり国道34号沿いのにぎわい創生に関連する一番のテーマじゃないかと思えますので、これはまた別の機会にでも改めてお伺いしたいと思います。

それと、この質問の最後に一つだけ御紹介したいと思います。

データなんですけど、11月7日の佐賀新聞に「100億円企業、県内29社」と、こういうふうな記事が載っておりました。年間100億円以上の売上げ、ダイレックスさんが1番、2,880億円、これを見てみましたら、おっと思ったのは、5番目に一般社団法人巨樹の会が載っていたんですよ。これは新武雄病院のことじゃないかと思って、金額は606億円。正確に言えば、病院ですから診療報酬ということになると思いますけれども、すげえ売上げしているんだと。もともと巨樹の会というのは135床あって、大町町立病院の60床を頂戴して195床、606億円の県内で5位を占める売上げを計上している。ちなみに、同じ病院関連で言えば、佐賀県医療センター好生館、これを調べたら450床ぐらいあるんですね。巨樹の会が、新武雄病院は195床、好生館が450床ぐらいあるんですが、こちらの診療報酬は450床もあって売上げは201億円。要するに、巨樹の会の3分の1という、これは新聞報道されたから名前を出しても問題ないと思いますけど、こういうデータがあることも参考までに申し上げて、この質問を打ち切らせていただきます。

3番目の質問に入ります。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○4番（江口正勝君）

3番目の質問は、大町町の財政事情について。大変な大風呂敷ですけれども、私がお伺いするのはごく一部のテーマについて質問させていただきます。

1つが町所有の国債の金額と購入目的。恥ずかしながら、私は町が国債を持っているなんて知りませんでした。前議会の委員会のときにそういう話が出て、へえっと思ったんですけど。町民の皆様にも聞いてみたら、大町町は国債持ってるんのかなというような反応がありましたので、この国債の金額と持っている目的をお伺いしたいと思います。

それと「広報おおまち」の10月号、これに「数字で見る大町町の財政力」というのが載っていました。町長以下役場の方々の御努力で基金が大分増えてきて、借金は減っているというデータが読み取れます。ただ、ちょっと気になるのは、町民1人当たり置き換えると借金が78万4千円、みんな町民の方はびっくりしたんじゃないんですかね。78万円もそんな借金した覚えはないけどと思うんだけど、町の財政需要としては町民1人当たりが78万4千円、逆に貯金に当たる基金は町民当たり75万5千円、ほぼとんとんに近い状況ではありますけれども、それでも、かつ借金のほうがちょっと上回っていると。

それで1問目の質問として、国債を持ちながら、地方債、町債も発行していると。常識的には、国債の金利よりも町債の金利のほうが高いらしいですね。町債は、やっぱり自治体が発行しているということで安心感があるということで結構評判がよくて、よく売れるそうです。僕ら素人感覚で見ると、金利の安い国債を買いながら金利の高い町債を発行していると。町債をもうちょっと減らして国債を処分するなり、あるいは削るなりして、その辺のバランスを取ったらいんじゃないかなという疑問がありましたので、まず、このことについてお伺いしたい。

2番目の健全な財政運営はどのようにして決めているのか。行政のプロの皆様方ではありませんけれども、必ずしも経営のプロではないんじゃないかという思いがあります。どういう組織で、どういうプロセスで予算の配分とか、将来に対する投資であるとか、あるいはその国債の購入も含めて、簡単に結構でございますので、こういうふうな手順と組織でやっていますよというような御説明をしていただければと思います。

3番目に、データによると町の財政事情は改善されている。ただし借金のほうが多い。ふるさと納税等の有効活用を通じて将来に禍根を残さないような財政運営を望むが、町の方針はどのようなものか。

先ほど町長にも紹介してもらいましたけれども、この後、ふるさと納税の活用についても伺いますけれども、取りあえず国債の購入の目的、金額と財政運営はどのような形で予算等を決定されているのかということについてお伺いしたいと思います。よろしく願います。

○議長（諸石重信君）

会計管理者。

○会計管理者（井上精一君）

私のほうから、まず国債に関する質問にお答えします。

国債と同様な証券会社を通じて発行している債券と言われる町債は発行しておりません。ここでの町債は、県知事の同意を得て、施設の建設や道路の整備等に多額の資金が必要となる事業の財源とするため、国や銀行などから借り入れる資金のことです。借金をしているという部分ではそのとおりですが、議員がこれからも幾度となく聞くワード、先ほど町長も言われましたが、過疎対策事業債、または過疎債とも略して言いますが、これを利用して融資を受けると、その返済額の70%が交付税措置されます。すなわち、自前で返済する金額は残

り30%の部分で済むということです。借金したほうが歳入歳出の全体を見た会計処理の上では財政運営にプラスに働く場合もあるということです。

具体的には、県知事同意の2億円の過疎対策事業債を利用した事業を行うと仮定しますと、国から事業費の50%の補助金1億円が使えた場合、残りは1億円となります。この1億円の70%の7,000万円が交付税措置ということで国から財政支援が受けられます。残りの30%の3,000万円を12年間で一般財源や基金から返済すればいいということになります。

今の例をもっと平たく言うと、2億円の事業に対し、国からの補助金、過疎対策事業債を使って借金すると、自前で払う金額は3,000万円です済むということになります。全ての借金がこの過疎対策事業債ではないのですが、できる限りこの過疎対策事業債や、そのほか将来の財政負担にならない事業債を活用して事業を行っております。繰り返しになりますが、これらの事業債は借金になりますが、国からの財政支援が受けられます。

さて、質問の中の町所有の国債の金額ということです。一般会計による基金が約3億円、かんがい用水ポンプ施設維持管理特別会計による基金が約2億円、合計の約5億円になります。

次に、国債の購入目的ということですが、基金条例に基づくものです。基金条例の中に「基金に属する現金は、金融機関への現金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。」とあり、また「最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。」とあります。ここで言う有価証券とは、一般的に債券、株券、投資信託など財産的価値ある権利を表す証券や証書を表すと定義されています。よって、基金に属する一部の現金を有価証券に換えて保管しているということになります。

国債購入に当たっては、証券会社が発行している将来的金利動向など、経済の先行きに関する分析情報を参考にし、債券の購入管理に関する要綱に基づいて購入しております。各種基金は現金による保管はなく、銀行普通預金、銀行定期預金、国債等の有価証券に換え、金利の動向やこれらの保有バランスに考慮しながら保管しております。

この国債による運用益の一部は各基金条例に記載されている事業の予算に充てられ有効に活用されております。中でも、一例を申し上げますと、地域福祉基金、かんがい用水ポンプ施設維持管理特別会計の基金条例による弃天地区の事業はこの国債による運用益のみで賄われております。この運用益のみで事業が完結する状態が続けば、今後資金繰りに困ることがないとも言えます。

国債による運用益は交付税算出時の基準財政収入額にも含まないので、交付税が減ることもありません。こういった運用益が多ければ多いほど財政運営にも余裕ができると思います。

日本は30年間デフレが続き、銀行の預金金利が低金利のまま推移してまいりました。その中で、現在保有している国際金利の最高年利は1.5%と銀行預金よりはるかに高く、この運用益により福祉事業やポンプ維持管理事業を行っております。

また、最後になりますが、国債で保管することはペイオフ対策、金融機関が破綻したときに、1銀行につき1,000万円しか保護されないというものですが、このペイオフ対策にもなります。金融機関を分散することや、今まで述べたように、銀行預金だけに偏らず、債券に換え保管することは銀行破綻に対するリスクマネジメントにもつながるものであると考えます。

私のほうからは以上です。

○議長（諸石重信君）

総務課長。

○総務課長（井原正博君）

私のほうから、大町町の財政運営の基本方針として、社会情勢などを勘案して年度ごとに策定する当初予算編成要領及び重点施策等を考慮し、国や県などの補助金、交付金を最大限に活用するとともに、ふるさと応援寄附金基金等を効果的に活用するなど、町が負担する一般財源の縮減に努め、将来にわたり持続可能な健全財政を念頭に置き、前例や既成概念にとらわれることなく、全ての施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、職員一人一人が常にコスト意識を持ち、予算の質の向上に取り組んでいます。

議員御指摘のふるさと納税などを有効活用して借金の返済をとのことでありますが、ふるさと応援寄附金については5つの使い道の中から寄附者が選択された事業に沿って活用するため、町債の返済には充当できません。

また、返済中の町債については、先ほどの答弁でもありましたとおり、その元利償還金が地方交付税に算入される有利な町債を借り入れているため、手持ちの現金による一括した返済が必ずしも有効であるとは言えません。

さらに、財政状況の健全化を確認する指標として、実質公債費比率や将来負担比率等がありますが、実質公債費比率は町債の借入を制限される水準から大きく下回り、また、負担すべき一般会計の借入金が今後財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である将来負担比

率は算定されないなど、財政運営は健全であり、将来世代に禍根を残すものではないと考えております。

以上です。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○4番（江口正勝君）

ありがとうございました。会計課の説明は物すごく分かりやすく、力強かったですね。常にそういうふうな感じで答弁していただければありがたいと思います。説得力がありました。今、国債を持っているのは合計で5億円ですね。

町の財政の仕組みというのもいろいろ難しい問題があるということも分かりましたけれども、あえて私はふるさと納税について、ちょっとこれは財政上の絡みもありますので、これも佐賀新聞のデータです。8月4日、佐賀県内自治体のふるさと納税、何と上峰町が佐賀県トップ、全国で6位。町ですよ。町が市なんかを追い越して全国で6位、金額は108億円、これはすごいですね。9,500人ぐらいの人口なんですけど、大町町の10倍以上になっちゃうんですかね。その後、上峰町は産地偽装の問題とかいろいろ出ていますけれども、ただ108億円はすごいですよ。

私は大町町の財政事情を改善する、あるいは余裕を持たせるという意味では、ふるさと納税の寄附金額をこれからもどんどん増やしていかなきゃいけないと思っているんです。そういう意味では、上峰町のやり方はどんなことをやってんの、何でこんなに集められるのということを学ぶ必要もあるんじゃないかと思うんですよね。

調べによると、例えば、鎮西八郎為朝なんかのアニメーションを作ったりとか、いろんな角度で上峰町のPRをやって寄附金を募っているということもやっておられるようなので、産地偽装は学んじゃいけませんけど、もし大町町も学ぶべきところがあったら上峰町あたりに出向いて意見交換とかをやってもよろしいんじゃないかと思います。

このデータを見ていると、江北町がめったやたらに78%も増えているんですよ。2021年が5億9,000万円が2022年度は10億円を超えて大町町は抜かされちゃった。一番気になるのは武雄市。これも新聞公表されているので、あえて実名を出しますけれども、2020年には13億4,000万円あったのが2021年は1億6,900万円、2022年は1億7,600万円、大町町よりも少ないんです。何でこんなことになっちゃったのと、皆さん御存じのように、返礼品がなかな

か来やしないわ、返礼品の量が少ないんじゃないか、新聞報道なんかでもありますので、要するに、ふるさと納税の返礼品にもし不正があったりとか悪いうわさが立ったら寄附者は見ているんですね。あそこには寄附金をあげられないなど、そういうことにもなりかねないので、ふるさと納税の寄附額を増やすことにはあらゆる手を尽くして努力しなきゃいけないけれども、ここに落とし穴があるので、この点だけは十分注意していただきたいと思います。

これは関連性があるかどうか分かりませんが、最近の記事で、日本レスキュー協会、畑ヶ田のところの「MORE WAN」（発言する者あり）……

○議長（諸石重信君）

ちょっと発言と質問の趣旨が、大町町の財政状況、町所有の国債の金額と購入目的、そういった趣旨でございましたので、今、執行部のほうからちょっとありましたけれども、こちらの発言にまた答弁が必要かどうか、再度確認させていただきます。いかがでございましょうか。

○4番（江口正勝君）

ただ、もう時間もあまりないからね。じゃ、結論だけ言いますね。

要するに、財政事情を改善するためにも、ふるさと納税をもっともっと有効活用しなきゃいけないと、これは皆さん、どなたも御賛同いただけると思いますけど、そのための努力をこれからもどんどんやっていただきたいと。ただ、落とし穴があるので、そういう不正等が行われないようにチェックの目を光らせながら対応していただきたいというふうに思っております。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（諸石重信君）

ここで暫時休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（諸石重信君）

それでは議会を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。6番早田議員。

○6番（早田康成君）

6番の早田でございます。私の一般質問につきましては、要求ではなく、将来にわたって

必要と考えられるものの要望を踏まえた質問とさせていただきます。その観点から、回答のほうもよろしくお願ひしたいというふうに思います。

今回は害獣駆除対策と、そして町有地、特に町営住宅の有効活用ということの2つにつきまして質問をさせていただきます。

まず最初に、害獣駆除対策への取組について質問をさせていただきます。

皆さんも御存じのように、これは今ちょっとお話をしよったんですけれども、猿等につきましては佐賀県の東部でちょっと被害が出てきたというぐらいでありますので、こちらに来るまでにはまだ相当の時間があるかというふうに思います。イノシシに特定をさせていただきます。

この問題につきましては、各議員からずっと過去数回、質問がなされてきているというふうに思うわけでございますけれども、町民の駆除に関する要望というのは日々高まってきているわけでございます。担当課につきましては、努力をしてもらっていることは私、十分承知をしておるところでございます。しかし、年ごとに個体数が増えているということは言えるかと思うんです。したがって、今のままでの対策では追いつかないではないかという危惧をしておるわけでございます。これまでの対策にあわせて、抜本的な見直しをしていく時期に来ているかということも考えなければなりません。

そのための将来の作業見直しの策として、次の内容について質問をさせていただきます。

まず1つ目に、最初に害獣対策の3本柱、これにつきましては個体群の管理、侵入防止対策、それから生息環境対策、この効果があることによって大きな被害を出すか出さないかといった、大きく左右するものというふうに考えてよろしいかと思ひます。

まずは、現在のそれぞれの現状について個体群の管理、例えば、どこから出てくるとかです、ね、侵入防止対策はどういうことをやっているのか、生息環境対策というのはどういうことをやっているのかと、こういうことの施策が徐々行われていると思ひますので、その現状について御回答をお願いします。

2つ目は、今言いましたように、イノシシが何頭いるというのは分かりません。しかし、頭数は不明としても、その個体群が町内のどこを拠点にして生息しているのかというのは大体分かるんじゃないかなと思ひます。それは足跡とかふんとか、そういったものが残されておりますので、そういったところの状況について説明もお願いいたします。

そしてまた、この個体群の捕獲についてでありますけれども、現在、関係職員を含めて専

門人材をどのように配置して、そして限られた人材で効率よく対応されているのかということもあわせてお願いをしたいと思います。

次に、3つ目の質問といたしましては、数年前、捕獲免許所有者の育成についてということで私は質問したことがございましたけれども、現在の免許保有者の状況について、どのような構成になっておられるのかということをお伺いいたします。

また、全国各地でも言われていますけれども、猟友会、こういったところの組織構成、これが高齢化等によって減少し、また、存続に対しては非常に難しいというところも聞いているところがございます。大町についてもこの問題が将来的には乗っかっているか、今、あるかも分かりませんが、将来的なことを考えたときには出てくるかというふうに思います。この点について、我が町の現状についてのお伺いをさせていただきます。

4つ目の質問といたしましては、侵入防止策でございます。

農地については今皆さん御存じのように、ワイヤーメッシュ等でできる限りの侵入防止策が取られております。しかし、それでも被害が出ているところは少なくありません。農作物への被害を防止していくということは、もちろんやらなきゃいかん。しかし、ただ、現在、イノシシの出没環境といったものが変化しております。周知のとおり、人的被害も生じる問題が出てきたことについて、今後憂慮していく必要が増していったというふうに言えるでしょう。だんだんと民家付近に出没する情報が増えてきました。イノシシは学習能力に優れています。最近人はいても逃げないんです。こちらをあざ笑うかのように、首をこっと曲げて、そのまま何だろうという顔をしているものが最近出てきております。そういうことで個体数は確実に増えてくる。人を恐れなくなる。こういったところになると、次にどういう行動に出るかということは想像に任せるところですけども、大体のところは、危ないなという感覚になるのではないかというふうに思います。こういったところからして、その対策については目の前に来ているという認識を持たなきゃいかんというふうに思います。

この点につきましては、見直しとともに——数年前にもこれを質問したこともあるんですけども、昨日も山下議員のほうから質問がございましたけれども、ICTの投入であります。町のほうでも、その捕獲の作業のためのセンサーを導入すると昨日の答弁でございました。効率よく捕獲できて個体数を減少するためには、供用される場所、できる場所の手段をどんどん進めていってもらいたいと思います。ただ、そのセンサーの性能についてはいろいろあるわけございまして、そのところは長期的に活用できる、あとは使い物になら

なかったというものじゃなくて、そこら辺の能力というものを十分吟味して選択する必要があると思います。

それらは、全国でもこのイノシシの問題、熊の問題、いろいろあるわけですが、情報は相当のものがあるかと思しますので、各地からの情報を得て、そして最良の対策を取っていくということが必要かと思えます。身近なところでは、佐賀市が導入しております、アドホック無線センサーが有効と聞いております。大町としては、そのセンサーを入れる前に、どのような性能を持ったものを入れようとしているのか、こういったところをお伺いしたいというふうに思います。

次に、5つ目でございますけれども、生息環境管理。

民有地、町有地に限らず、竹やぶ、休耕地、雑草地など害獣が隠れ家としているところは、大体想像的というか、足跡、今申しましたように、ふん、こういったところから分かっているように思います。しかし、分かっているてもこの広大な隠れ家としているところを管理することになれば、これは大変なことです。実際やるとすれば、不可能に近いでしょう。しかし、何の手も打たないということではできません。何とかせにやいかん。

そのため、民有地に隠れ家と予想された場合は、町からその土地の所有者に依頼して、設置場所をスムーズに貸していただくということを今やっておられますけれども、もっとさらに町民への依頼が簡単にできるような体制づくりは必要かと思えます。

ここら辺はまた別の具体的な作業の面でございますので、これは別として、一つ町有地です。民有地はそれでいいんですけど、民家に近い町有地にもし隠れ家となっているという箇所があるのであれば、これはちょっと簡単に雑草地ですよとかいうことはできません。隠れ家は、やはり町有地であれば、そこをしっかりと管理しなけりゃいけんということでありませうけれども、今現在、町有地に関する、そういった箇所について、どういうふうになっているかをお伺いします。

次に、6番目が最後となりますけれども、鳥獣被害防止特措法に関連する財政支援、権限の移譲、それから人材の確保、この3つの内容について今の実績、どういうふうにして利活用できているのかということをお伺いいたします。

その1つとしては財政支援でありますけれども、駆除等の経費、柵、おり、それから移動する手段の容器の購入とか設置費とか、個体の処分した分の買上げ、売払いまたはそれに対する処理の経費、こういったものが必要となってきておりますけれども、こういったものの

現状についてお伺いをいたします。

次に、権限移譲でございます。

以前は、江北や北方地区のエリアについてはそれぞれの地区において捕獲、処理がなされておりましたけれども、法の改正がなされました。より広い捕獲場所といいますかね、広域に捕獲ができる。例えば、北方に隠れているイノシシが大町に来る、その分については北方のほうにわなをかける、こういったものについては越権行為に今まではなっていたんですけども、そういったものが改正されて、北方でも江北でも、どちらでもイノシシを捕まえていよというふうなことで、広範囲な捕獲というものが許可されておりますので、こういったものが今どういうふうな体制で各町との調整がなされているかをお伺いします。

最後になりますけれども、被害防止のための関係者の人材育成、今、一番最初に申し上げたところですが、今後のことを踏まえて、これに付随するところの、結局、免許の所有者、それから捕獲免許の所有者、こういったところの育成、これもあわせて経費の要望と講習代、それから免許の更新とかいろいろあるわけですが、そういったものの経費の支援の現状、そして、今言いました継続的な人材の確保、これをどのように今後考えているのか、お伺いをいたします。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（諸石重信君）

農林建設課長。

○農林建設課長（高田匡樹君）

早田議員の御質問にお答えしたいと思います。

昨日答弁した内容と少し重なる部分もありますけれども、ちょっと全体的に答弁したいと思います。

大町町では、個体数削減を目的に、年間を通して有害鳥獣捕獲計画に基づき、地元猟友会による捕獲を行っています。捕獲については、導入した箱わな、くくりわなを猟友会員へ貸与し、捕獲実績の向上を図っております。また、イノシシの個体数調整に必要な捕獲用箱わな等も導入をしております。この結果、令和4年度は95頭、令和5年度におきましても10月までに66頭、成獣を44頭、幼獣を22頭捕獲しております。

大町町では、有害鳥獣捕獲の許可証を発行している方については現在9名ですね。早田議員が以前この一般質問をされたときは6名で3名が増えております。銃器が4名でわなが5

名です。

有害鳥獣の捕獲に必要な人材育成を行うため、佐賀県猟友会が年5回開催している狩猟免許取得講習会への参加費用の助成を協議会により1万円を支出し、狩猟免許取得者の増加を図っているところです。

また、人的被害を防ぐため、イノシシの出没情報が役場に寄せられた際には、町民の皆様の安全確保と人的被害の防止を最優先に地域住民への注意喚起といたしまして、防災無線、LINE、防災ネットあんあん、教育機関への注意喚起として教育委員会、ひじり学園、保育園への注意喚起ですね、また、現場確認を行って、猟友会、白石警察署への連絡、注意喚起のためのパトロールを行っており、現地周辺を確認し、箱わなを設置できる適切な場所があれば設置し、捕獲を行っております。

また、人間の生活圏内へのイノシシ出没を防ぐためには、野生鳥獣が自由に餌を食べられない環境づくりが大事だと思っております。そのため、生活環境課では令和5年4月から7月にかけて軒先ごみの収集を廃止し、ごみ集積ボックスを13か所、14基設置したほか、今後は農作物残渣、放任果樹、市街地における生ごみの放置など、無意識の餌づけとなる行為をしないよう周知を行い、町民の皆様の協力を得ながら進めていきたいと思っております。

加えて、農作物被害を防ぐため、農地を所有する農業者への鳥獣被害防止柵等の資材購入費の補助を行い、農地への侵入防止を図っております。

さらには、鳥獣の移動経路やすみ場となるやぶ、雑木林、耕作放棄地などを整備する鳥獣緩衝帯整備費用の補助も行っているほか、町有地につきましても、通常の維持管理として浦田公園と浦川内公園、水源地につきましてもは下大町、港町、神山については除草を行っております。

次に、鳥獣被害防止特措法に関することについてですが、財政支援につきましては、年間捕獲頭数は4年度実績で95頭であり、その捕獲報奨金につきましては大町町と江北町、佐賀県農業協同組合で構成する杵島地区有害鳥獣広域駆除対策協議会から国費と県費を合わせて、イノシシ成獣1頭当たり1万3千円、幼獣は6,500円を支給しております。あくまでも農作物被害を防止することを目的としたものです。

次に、権限移譲につきましては、平成19年に鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の施行により、県から市町自ら被害防止のための鳥獣保護法の捕獲許可権限が移譲されたことにより、市町界をまたぐ場合にも捕獲の許可が出せるように

なり、捕獲の体制強化が可能となりました。現在、江北町と協力し、大町、江北、農協、猟友会等の7団体で構成する杵島地区有害鳥獣広域駆除対策協議会を設置し、広域的な駆除に取り組んでいるところです。このような取組の中で、制度的な課題が出てくれば、国や県等にも改善を要望していきたいと思えます。

人材育成については先ほど述べたとおりでございます。

また、経費要望等につきましては、今後も広域的な対策に必要な経費を協議していきたいと思っております。

以上です。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

ありがとうございました。

現在の免許保有者は結構増えているということでありましたけれども、これについてお答えはいいんですけれども、相当の高齢者がこの中入っているんじゃないかと思うんですよ。実際のところ、私の情報を得たところであれば、数名の方がいらっしゃいますけれども、特定の位置、地域といいますかね、そういったところに限定されるとか、そういうことであって、町全体としての駆除対策、これについて従事している方は、私は前、2名と聞いておりますけれども、これに間違いはないでしょうか。はいだったら、はいで結構ですよ。（発言する者あり）そうですか、ありがとうございました。自分の農地を守るということであるわけです。

この免許保持者については、今申しましたように高齢化が進んで、全般的な行動というのはなかなか難しい年齢に来ておられるということも危惧しているわけでございますけれども、こういったものを少しでも軽減するためにセンサーを入れるということで昨日お伺いいたしました。

このセンサーについて、今申しましたアドホック無線センサーというのは、イノシシの行動、こういったものを逐次把握して、そして、ちょっと話は変わりますけれども、今はイノシシはおりの中になかなか入ってくれないということも言われているんですよ。学習能力がありますので、これは危ないなと思ったら来ないんですよ。そういうふうな状態でありますので、このアドホック無線センサーというのは、どこに行ってどういうふうな行動をしている

のかというのが、確実に分かるわけです。したがって、その地域の動くところの中に、おりでなくて囲い柵をやって、そして一網打尽ということも考えられているところもあるわけです。

したがって、うちもそんなに人材がいるわけじゃないので、こういったものをしっかりと吟味して、センサーを入れるのであれば、こういったところも情報を入れてやっていただきたいと思います。

今言ったセンサーは、地滑り、堤の水の管理、それから雨の雨量関係で土砂の状態、こういったものを全て逐次分かるような能力を持っているわけです。ここら辺のところでも1回検討されたらよろしいかというふうに思います。

それから、最後に言われました免許保有者につきましては、職員の中で一生懸命やってくれている職員もいます。しかし、実際、我々は将来的に——10年、20年、30年とどんどん被害は大きくなってくると思うんですね。数年前にけがをされた方、これについては人的被害、これは普通の水害と一緒にです。災害です。こういった認識を持って、この害獣対策には取り組んでいかなければならない。

そうなったときに、年寄りといったって、今は職の改革によって65歳定年、70歳まで働く人がほとんど。そしたら、そこからボランティアで対策に乗ってこられる人がいるか、なかなかいっしょに思わないと思うんです。これは害獣対策だけでなく、ほかのボランティア活動でやるべき内容はいろいろ行事がありますけれども、こういったものもあわせて人材が不足してくるというふうに思っております。

したがって、この人材を確保するためには、これは怒られるかも知りませんが、地区でやはり免許保有者をつくっていただいて、そして、その地区ごとにしっかりとした対策を取っていくことが将来的には必要じゃないかというふうに思います。または、それ以上の対策が必要となってくるのであれば、水害のときは自衛隊も来ましたがけれども、こういったところには消防団の活躍、したがって、1部、2部がありますけれども、その協議を持ってやっていく必要があるかと思えます。その場合、一番最後に申しました財政支援ということですが、佐賀県ではないんですけれども、市町村の中には職員としての採用をもって、給料をもって、その対策に臨んでいるというところもあります。それについても、この特措法の中には許可ができておりますので、こういったものもあわせて人材の確保、こういったものを考えていく必要があるかというふうに思います。

こういったところからして、全般的に今私が要望として考えたことについて、もし町長何かございましたら、一言よろしく願いいたします。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

これまでは鳥獣と人間のすみ分けと、そういう観点から里山と町部の間に緩衝帯を設けるというような、そういう取組もありましたけれども、今やそれを超えて、人の多い町部のほうに侵入をしてきているという状況であります。

その理由として、里山に豊富にあった餌が少なくなってきたり、あるいは餌があるのをワイヤーメッシュで囲ったりするということで、餌が少なくなっているというのは事実であると思います。ただ、人の暮らしの中でその防御策をするというのは当然であります。したがって、餌を求めて町部のほうに下りてきているのではないかと思いますけれども、人になれて下りてきている個体もあるかも分かりませんが、基本的に、ひづめでコンクリートとかアスファルトを歩いてくるというのは、非常にイノシシにとっては、これは本当に恐る恐るのことだというふうに思います。餌を求めて町部へ下りてきているんだろうと思いますけれども、肉食ではなくても、やっぱり刺激を与えたり、驚いたりすれば、当然自分の身を守る、特に子供を守るために興奮状態になるということで防衛本能として人を襲うということにつながっていると思います。鳥獣と人間のすみ分けができないという以上は、先ほど課長が申しあげましたとおり、町民への人的被害を阻止することが重要だと思いますし、イノシシと出会った場合の対応を徹底することが肝要かと思っております。

確かに、今イノシシのわなをかけるとか、そういう免許を持った方が高齢化をしているということは事実でありますけれども、それはもう熟練とか精通された方が増えてきているというふうに思ってもいいのかなというふうに思います。

先ほど言われたこのセンサーについては、いろんなセンサーがあると思います。ただ、導入という方向で今担当課が動いておりますので、もう少し勉強をして、よりよい方向に行くように指示したいと思いますし、そしてまた、先ほど地区のほうで免許取得者をということではあります。それと、消防団のほうに任せるといようなこともそれも一つの方法だと思いますので、協議はしていきたいと思います。ただ、うちのほうからそれは強いことはできませんので、協議の中でお話をつなげていきたいというふうに思います。

ということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

ありがとうございました。

今申しましたように、私もずっとこの数年間見ておりましたら、本当に毎日毎日、毎年毎年、ウリ坊がこんなになっていますよという話も結構あるんですからね。大きいやつになると200キロぐらいあるらしいですね。こんなんが突っ込んできたら家も崩れますよ。だから、今現状はそうであるということを我々は認識して、協力しながら今後やっていかにやいかんというふうに思いますので、していくように私たちも頑張っまいますので、御配慮のほど、御支援のほどよろしくお願いします。

1問目はこれで終了します。

2問目よろしいでしょうか。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

次は、町有地の有効活用ということについて御質問をさせていただきます。

現在、町内に存在する町有地というのは、整備を行って土地の有効活用を図ることが求められておるところが多々あるように思います。

私は、定住促進とかなんとか、いろいろ町の発達、発展というか、こういったものに対する対策等があるわけでございますけれども、住民が住むというこの町のそのコンセンサスから、次の質問をさせていただきたいというふうに思います。

特に、この中で町有地として私が今回取り上げるのは町営住宅の土地でございます。その中でも、杉谷と泉、千場、この各団地について質問をしてまいりたいと思います。ただ、この分については早急にどうのこうのというわけじゃございませんけれども、徐々に町の活性化のため、定住促進のため、こういったものを配慮しながら質問させていただきたいというふうに思います。

当該3つの団地におきましては、現在、入居者は募集されておられません。これは以前からですけれども、それでだんだん空き家も増えてまいっております。杉谷にあつては、71戸に

対して25世帯、35%の使用率ですね。それから、泉団地については、24部屋に対して15世帯ということで63%の方がまだ利用されております。千場団地につきましては、64部屋に対して32世帯ということでちょうど50%というふうに利用率がなっております。

また、これらの建物というのは、杉谷が昭和39年、40年の建設でございますので、築58年、千場が昭和44年から45年に建設されて築53年、泉は昭和46年から47年にかけて築52年というふうに長い間使用をされてまいりました。これまでいろいろ維持されてこられたから、こういうふうにもったんではないかというふうに思っております。いずれも50年を過ぎておまして、建て替えの時期は十分に来ているかというふうに思います。建て替えるか建て替えないかというのはまだ答えを聞いておりませんが。

最近、公営住宅法というものが一部改正されております。ということは、国がそれだけ公営住宅について一部改正をするまでもあるということは、公営住宅の重要性と申しますかね、そういったものは十分考慮して、考えてのこの改正だというふうに思います。民間に売払いということも考えられますけれども、こういった観点からすると、町営住宅というのは、やはりそこには必要性を感じるころでもあるわけです。これもあわせて今後の質問の回答にさせていただきたいと思っております。

大町の人口減少の歯止めとなるべきことを私は考えてこの質問をするわけでございますけれども、今後の公営住宅の在り方について、需要と供給を考えながら町有地の有効活用について考えなきゃいかんと。したがって、次の3つについて御質問をさせていただきます。

まず1つ目は、さきに申しましたように、当該団地につきまして現在入居募集はされておられません。空き家の数についても今述べたとおりでございます。築50年を優に超えている住宅は経年劣化も進んでいることから、新たな建設の考え方は持っておられるのかどうか、まず、これを質問させていただきます。

2つ目は、住宅の建設案のほかに土地の有効利用として、これは災害時に被災された方々の被災場所としての簡易住宅、または収納可能なテントハウス、こういったものの設置スペースを確保していくことも考えなければいけないと、これも重要だというふうに思っております。我が国は、段ボールでベッドを作りましたとかいうことで努力はされておりますけれども、欧米諸国からすると、こういった被災された方へのサービスというのは非常に遅れているというふうに言われています。

特に、避難されてから住宅に住む、その環境というものが、そこに必要性が考えられるわ

けですけれども、2年前、4年前に災害がございましたけれども、そのときに被災された人の所見といたしましては、避難生活は一晩でいい、耐えられないよというふうなことがありました。理由は、当然プライバシーの問題でございます。このことにつきましては、皆さんが、ああ、そうだろうなというふうに考えられることではないかと思います。さらにこれが長期化していきますと、体調を崩されていく方も出てこられるかというふうに思います。

避難場所の候補地というのはいろいろあります。こういったところの町有地もございますけれども、住む場所としての住宅環境と考えた場合には、当該土地に今住宅地としてあるところがそういう環境になっておるわけでございますので、そういったところの確保をしていくこともベターではないかというふうに思います。こういったところで、まだ計画段階ではございましょうけれども、いかなる活用を考えておられるか、もしこういったスペースをもって何をしようかという考え方があるのであれば、こういったところの提案もあわせてお答えいただければというふうに思います。

3つ目は、現在、入居募集がされていないということは、将来的に土地の有効活用について今計画されているということは論を待たないというふうに思います。したがって、民間への払下げか、または町営住宅の建て替えということも考えられるところではございますけれども、先ほど申しましたように、国の施策からすると、町営住宅の重要性というものは、そこは外すことはできないというふうに思います。

居住に関しましては、定住促進のための政策がいろいろ取られておりますけれども、町としての町営住宅建設によってたくさんの方々に大町に住んでもらうような方策を考えていかなきゃならないというふうに思います。

この件につきましては、最近いろいろアパート等が町内にできていますけれども、そういったところは1人所帯、2人所帯、いろいろなところで、そのニーズに合ったアパートというのが満室と申しますかね、相当利用されて人気があるということでございます。したがって、将来的にはこういったものを考えながら住宅というのを考えていかにゃいかん、町民のためにですね、というふうに思っております。

そして、これを建て替える分については、今申しましたように需要と供給というのが問題になってくるわけでございますけれども、この一部改正がなされているということは、今まで入居条件で一番基本となっておりましたところの同居の親族要件、これがなくなっております。若年層の単身での入居が可能になっているわけです。若い方々の入居というのは、町

内のコミュニケーションと活性化が期待できるわけでございます。

現在、一般に民間住宅の市場においては間取りがいいとか、ワンルームでいいとか、こういった単身赴任者に対しての住宅が非常に比較的供給量が多いというふうなことで言われております。町内でも、民間アパート等で手頃で使い勝手のいい部屋の人気があるようでございますので、そういったところも考えておかなければならないのかなと思っております。

この現象につきましては、大町だけでなく全国的にもそういった若者のニーズに合った、時代に合ったものが必要となされているようでございます。今まで3LDKと広い部屋が必要だとか言っておりましたけれども、今はそんなものにはあんまり人気がないらしいです。必要なことは必要でしょうけれどもですね。そういった時代の流れがそこにあると。家賃が高い、部屋が幾つも要らんというふうなことで、そういったものを拒否する方がおられるようでございます。居住者の居住要件というものはそれぞれ一人一人違いますけれども、1DK、2DK、3DKの間取り等を考慮した居住環境を持った町営住宅の建設、町営住宅を造るになれば、そういったところも配慮して検討されたらどうかなというふうなことでここに挙げております。

この辺のところは想像の世界でしかないんですけども、将来的には必要となってくることはあるかと思っておりますので、御質問をさせていただきます。

以上です。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

御質問にお答えいたします。

まず、町営住宅についてお答えいたします。

大町町では、平成29年2月に大町町公営住宅等長寿命化計画を策定し、令和8年度までの10年間の計画期間として公営住宅の長寿命化や計画的な改善などの事業を推進しています。

本町の公営住宅で最も古い杉谷団地は耐用年限が既に超過し、老朽化が進み、旧耐震基準で建設されているため、用途廃止に向け、政策空き家対策を行っております。政策空き家対策とは、既に耐用年限を過ぎた住宅、あるいは耐用年限を迎える住宅は、今後建て替え、または用途廃止を決定するまで空き部屋となっても公募しない対策であります。本計画では、杉谷団地は西側エリアの木造7戸、東側エリアの簡易耐火構造平家6棟24戸を用途廃止する

予定としており、残りの西側エリアの簡易耐火構造平家10棟40戸については本計画期間内は適切に維持管理を行い、次期計画で用途廃止に向けてこれまでどおり政策空き家対策を継続していくこととなっています。現在、東側エリアの簡易耐火構造平家6棟の解体、除去に向け、町道東側エリアの建屋のほうに移転の協力をお願いしております。移転完了次第、解体を目途に計画の見直しを行い、公営住宅法の目的に準拠し、建て替えに向けて考えていきたいと思っています。

また、千場団地、泉団地につきましても耐用年限が超過し、旧耐震基準で建設されているため、建て替え、あるいは用途廃止等に向けて政策空き家対策を行っておりますが、現在も入居率が5割を超えていることから、本計画期間内は適切に維持管理を行うことを前提に、適時見直しを行っていきたくと考えております。

次に、災害時のサービスが欧米より遅れているのは被災者の受入れ態勢が不十分であると。大町町の避難所は、被災者の所見としてプライバシーが守られないから耐えられない、だから、現団地に被災場所としてのスペースを確保する考えはという御質問でよろしいでしょうか。

申し訳ありませんけど、ちょっとイメージがつかえません。プライバシーを守るためにテントを張るような屋外の避難スペースを確保する考えがないかということでしょうか。最近テレビでよく報道されている海外の避難テント村のようなイメージなのか分かりませんが、ちょっとお答えさせていただきます。

町としましては、まず、緊急かつ非常事態での避難者への生活支援として、公の目の届く場所で公平かつ効果的に支援を行うことを主としており、食事面、健康面、衛生面、安全面、情報提供の目配り、気配りは特に重要だと思っております。これまでも役場職員のほか、支援機関、団体の協力の下、避難所運営委員会で協議を重ね、避難者への支援に努めてきております。

避難所は被災された方、あるいはその可能性がある方、さらには、より安全を求めてこられる方々の安心・安全のために、緊急的、一時的に避難場所を確保するもので、その運営自体は避難者の食事、健康面等に配慮しながら、原則24時間体制で対応しております。

町営住宅の広場や町有地スペース等も含め、運営側の目が届きにくい場所は、非常時の避難場所として全ての面で適当ではないと考えます。したがって、団地に被災場所としてのスペースを確保する考えはありません。

それから3点目の質問につきましては、1点目の御質問にお答えしたとおりであります。ニーズがあることは分かっております。現在、民間のほうで建てられる方に助成金を給付しながら対応しております。

現時点で町が直接取り組む場合は、原則、公営住宅法に沿った形で検討していきたいというふうに考えます。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

ありがとうございました。

この3つの住宅地について、特に杉谷についてこういったところをよく今から考えていかにかいかならうと。50%以上ある泉と千場につきましては、いいところについては改修したりしてもいいでしょうけれども、それが改修したけれども、後は駄目だったとかということのないところを選んでやっていただければいいのかなというふうに思っています。

町営住宅の必要性というのは、基本的にはそこに住みたいと、住まなければいけないとか、そういったところのことがあるかと思うんですけれども、やはり民間は高いんですね。そのために町営住宅、公営住宅というのができているわけです。したがって、そういったものの建設計画を持っておられるのであれば、私の提案とあわせて、今の若い人たちをこの町内に呼び込んで、それで将来的に10年、20年、30年という中で、部屋も大きくなっていくような段階で、そういったものを提供していけば、若い人たちがどんどん大町に入ってこられるんじゃないかなというふうに期待をするわけでございます。

こういった町営住宅、またはスペースがございましたら、そういったものの有効活用、こういったものをあわせて土地の利用というものを考えていっていただきたいというふうに思います。

これで私の質問を終了いたします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（諸石重信君）

以上で本日の日程は終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。議事進行についての御協力、誠にありがとうございました。

午前11時42分 散会